

農林水産商工常任委員会資料

(令和8年2月26日)

請願8年農林水産第2号

(インターネット公開版)

鳥 取 県 議 会

請 願 文 書 表

議 会 資 料

請願（新規）・農林水産商工常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
8年-2 (R8.2.16)	農 林 水 産	政府に所得補償（直接支払い）制度の実現を求める請願	

▶請願事項

鳥取県議会から政府に対し、農家の生産を下支えする所得補償制度の確立を求める意見書を送付すること。

▶請願理由

急激な物価上昇が国民生活を苦しめ、農業生産の現場でも資材価格の高騰による生産コストの上昇を販売価格に転嫁できず、営農が脅かされ農家の急速な減少と高齢化が進み耕作放棄地も拡大し続けている。

さらに、気候危機によって米、野菜、果樹、畜産、酪農などあらゆる農業分野が打撃を受けているなか、国民に農産物を安定供給することは、国の第一義的な責務である。

政府は、米不足や需給見通しの間違いを認めたものの、米の増産に舵を切ることをせず「需要に見合った生産」を求めている。また、価格についても、「市場が決めるもの」と国の関与を否定している。価格下落の不安を抱えたままでは、新たな担い手も見込めず持続的な生産につながらない。

国民が米の価格高騰に苦しんでいる。国民が買い続けられる安定した米価を実現するためにも所得補償制度が必要である。

以上の趣旨から、上記事項について請願する。

▶提 出 者

鳥取県農民運動連合会

▶紹介議員

市谷 知子

現状と県の取組状況

執行部提出参考資料

農林水産部（農業振興局生産振興課）

【現状】

- 1 近年の肥料価格（全農卸価格）は、平成19年の価格を100とすると、ここ2～3年は160～173とほぼ横這いで推移するなど資材費は高止まりしている状況。
- 2 国は、令和7年8月5日に開催された第3回米の安定供給等実現関係閣僚会議において、米の供給量の不足が今般の価格高騰の要因と分析し、需給の変動にも柔軟に対応できるよう、増産に舵を切る政策へ移行していくとの方針を示した。
- 3 その後就任した鈴木農林水産大臣は、令和8年10月24日の記者会見において、2030年の米の生産量を818万トンに増大させるという、食料・農業・農村基本計画の目標の下で、「需要に応じた生産」を進めるというこれまでの方針に変わりはないと発言。
また、米の価格については、「マーケットで決まっていく」ものであり、国の責任は需給の安定であるという考えを示した。
- 4 現在、国の食料・農業・農村政策審議会食糧部会などにおいて、米の流通実態の把握や備蓄制度の見直しなど、食糧法（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律）の改正について議論が進められている。
- 5 JA全農とっては、令和6年度から国の農産物生産費統計を根拠に、米農家の生産コストを補填する目的で「生産費支払い」として概算金を設定。令和7年産米においては、水稻作付規模1haを基準に22,000円/60kgを概算払いし、実際の米の販売状況や流通・保管経費を踏まえて、来夏に精算金を追加で支払うこととしている。

【県の取組状況】

- 1 令和7年12月1日に開催された鳥取県農業再生協議会総会において、令和8年産米の生産数量目標（中間値）は12,254haと、令和7年実績の11,985haよりも269haの増産方針となった。
<令和8年産主食用米の生産数量目標の目安（鳥取県農業再生協議会）>
県内の販売計画に基づく生産数量と、国の需給見通し情報に基づく試算の中間値（62,955 t / 12,254ha）を目安としている。
- 2 令和7年11月26日に「持続的な水田農業に資する新たな水田政策の実施について」国へ要望した。なお、本県においてはJAによる生産費払いの運用がされていることから、所得補償制度の実施については要望していない。
<国への主な要望項目>
 - ・食料安全保障の観点から、国の責任において需要に応じた米生産を推進し、主食用米の需給及び価格の安定に向けた体制を構築するとともに、令和9年度以降の水田政策の見直しについては、地域の実情に配慮し、生産者が将来にわたって安心して営農に取り組むことができる制度とすること。

- ・フードGメンを有効活用し、主食用米の流通量・価格等の調査結果を速やかに検証・公表し、現場に混乱の生じることの無いよう丁寧な説明をするとともに、フェアプライスにつながる取組を一層推進すること。